

京福電気鉄道株式会社の軌道業の旅客運賃の
変更認可申請に関する意見募集の結果について

令和5年3月3日
国土交通省近畿運輸局

近畿運輸局では、令和5年1月30日（月）から令和5年2月13日（月）まで、京福電気鉄道株式会社の軌道業の旅客運賃の変更認可申請について、e-Govを通じてご意見を募集し、また、近畿運輸局ホームページ上にて意見の募集について周知しました。

お寄せいただいたご意見とそれに対する考え方について、別紙のとおり公表します。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】
国土交通省近畿運輸局鉄道部監理課
電話：06-6949-6439

京福電気鉄道株式会社の軌道業の旅客運賃の変更認可申請に関する意見募集に
対して頂いたご意見と国土交通省の考え方

○パブリックコメント意見提出総数：1件

○意見募集期間：令和5年1月30日（月）～令和5年2月13日（月）

	ご意見	国土交通省の考え方
1	<p>バリアフリー化の費用確保及びコロナでの旅客減少に伴う収入減は理解できるが、また観光客が戻りつつあるので、現時点で値上げするのは20円分が妥当。</p> <p>思うように利用客数が回復しなければ、また改めて申請すべき。</p> <p>そのため、240円で認可すべき。</p>	<p>申請については、軌道法第11条第1項に基づき、上限運賃による総収入が総括原価を超えないことを確認のうえ、認可いたしました。</p> <p>収入の計算にあたっては、観光客も含めて、コロナ禍前の旅客数を基礎としており、平年度（令和5～7年度）は新型コロナウイルス感染症の影響を受けないものとして算定を行っております。なお、コロナ禍以前の令和元年度の実績においても収支状況はマイナスとなっております。</p> <p>京福電気鉄道株式会社によると、仮に利用客数がコロナ禍以前の水準まで回復したとしても、収支改善を行いながらバリアフリー化や車両更新等の更なる設備投資を行うために必要な改定ですので、ご負担をおかけしますがご理解くださいますようお願いいたしますとのことです。</p>